

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 風水害特性

本市は、市域の大部分を低地部が占め、ところどころに小高い丘陵や山地が分布しており、水害や土砂災害の危険性が高い。

過去、暴風雨等による河川の決壊を起因とする水害は、たびたび発生してきた。本市の河川は天井川を形成しており、特に日野川流域の低地については水害の危険性が高い。また、蛇砂川流域は堤防の決壊や溢水による浸水被害の危険性がある。その他、本市に多く存在する干拓地（農地等）は、琵琶湖洪水浸水想定区域に指定されている低地であり、琵琶湖の水位が上昇した場合、西の湖周辺及び琵琶湖周辺では浸水被害が発生している。

土砂災害については、山地・丘陵地の麓部でがけ崩れの発生による家屋への被害が発生し、また、土石流の発生する危険性もあり、人命への被害が発生する可能性がある。

平成 30 年までの間に起こった災害のうち、人的災害、公共物被害及び農作物被害等が発生した災害は全体で 54 件にのぼり、これらの災害誘因で最も多かったのが、梅雨前線の活動による大雨で 26 件、次いで台風が 14 件となっている。月別にみると梅雨前線の活動が活発になる 6 月から 7 月にかけて 31 件、次いで台風が到来する 9 月が 11 件となっている。

また、近年においては、河川改修が進み風水害被害は比較的少ないが、地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨や台風の大型化により、市域でも水害に対する危険性は高くなっている。

2) 地震災害特性

①地盤振動

地震波の増幅度合いは地盤の状況により異なり、地震動は地形的に見ると低地部で大きく山地で小さいとされる。市域に多く見られる干拓地は、地盤が弱いことまた低地部であることから、特に注意を要する。

②液状化危険度

一般に液状化は、低地の砂層に見られるものであり、丘陵地・山地で液状化が発生した記録はほとんど見られない。市域に多く見られる干拓地は、液状化の危険性が極めて高い。

③想定地震

本市における想定地震は、琵琶湖西岸断層帯による地震等であり、琵琶湖西岸断層帯は断層帯全体が 1 つの区間として活動する場合には、マグニチュード 7. 8 程度の地震が推定される。この地震の 30 年以内地震発生確率は、1 ～ 3 %とされている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震によりマグニチュード 9 クラスの巨大地震の発生する可能性を考慮する。

3) 感染症

新型インフルエンザは、約 10 年から 40 年ごとに新しい型が出現し、世界的な流行を引き起こしやすい傾向がある。また、新型コロナウイルス感染症のように、多くの人々がまだ免疫を持っていない感染症が国内で発生すると、急速に広がり、本市においても多くの方の命や健康に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 商工業者の実情

- ・ 商工業者等数 3, 342 人
- ・ 小規模事業者数 2, 545 人

<内訳>

1) 近江八幡商工会議所

- ・商工業者等数 3,033人
- ・小規模事業者数 2,258人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	306	646	
	製造業	201	193	
	情報通信業	16	0	
	運輸業、郵便業	69	27	
	卸売、小売業	763	552	
	金融業、保険業	52	16	
	不動産業、物品賃貸業	144	119	
	学術研究、専門・技術サービス業	122	163	
	宿泊業、飲食サービス業	334	253	
	生活関連サービス、娯楽業	272	207	
	教育、学習支援業	133	11	
	医療、福祉	279	17	
	複合サービス事業	19	0	
	サービス業	323	54	

(「商工業者数」は、令和3年度経済センサスより引用)

(「小規模事業者数」は、令和5年度当所独自調査(県に提出済)より引用)

2) 安土町商工会

- ・商工業者等数 309人
- ・小規模事業者数 287人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	69		
	製造業	29		
	卸売業	25		
	小売業	66		
	飲食店	31		
	サービス業	59		
	その他	30		

(「商工業者数」は、令和5年度商工会の実態調査(県に提出済)より引用)

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・近江八幡市地域防災計画の作成(令和6年3月修正)
- ・避難所誘導及び避難所運営マニュアル指針の作成(令和3年3月改定)
- ・洪水ハザードマップの作成(令和3年3月改定)
- ・防災訓練の実施(市域全般)
- ・自主防災組織の設置支援(自主防災組織育成事業補助金・がんばる自治コミュニティ活動事業補助金等)

- ・救助活動用品及び災害用食料、生活必需品の備蓄
- ・防災機能を有した各学区コミュニティエリアの整備
- ・新型コロナウイルス感染症対応避難所受付時マニュアルの作成（令和４年度改定）
- ・災害時受援計画の作成（令和４年６月作成）
- ・業務継続計画の作成（令和６年２月改定）
- ・防災出前講座の実施
- ・子ども防災塾事業（委託）の実施
- ・感震ブレーカー等設置補助金（個人対象）

２）近江八幡商工会議所の取組

- ・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
- ・事業者ＢＣＰ策定セミナーの開催
- ・滋賀県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・近江八幡市が実施する防災訓練への参加及び協力（近江八幡建設工業会）
- ・ＢＣＰに関する小冊子の配布
- ・「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」（防災協定）の締結（近江八幡建設工業会）
- ・上記防災協定に基づいた応急防じん活動（平成３０年度 豚コレラ発生時）
- ・当所会員に対する防災訓練への参加促進
- ・当所ＢＣＰ基本方針及び消防計画の策定
- ・当所職員及び会員が参加するＡＥＤ講習会の実施
- ・Free Wi-fi の設置（感染症への取組）
- ・会員事業所へのマスクの配布
- ・検温計、消毒液、アクリル板設置
- ・貸館他来館者の人数制限（予約制限）
- ・リモートワークの推進（ZOOM の活用）、会議開催、指導業務
- ・新型コロナウイルス感染症融資斡旋、補助金、給付金、助成金活用指導

３）安土町商工会の取組

- ・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
- ・危機管理マニュアルの策定
- ・Free Wi-fi の設置

２．課題

（１）近江八幡商工会議所

平成23年にＢＣＰ基本方針及び消防計画を策定したが、実施は一部にとどまっている。また、会員に対する周知も十分とは言えない状況である。更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。

５年前に発生した新型コロナウイルス感染症が続く中、感染症に対する危機感が薄れてきている。また、自然災害、サイバー攻撃、感染症が頻繁に発生しているにも関わらず、セミナーを開催しても参加者が少ない状況から、土地柄として危機感が薄いと考えられる。

このような状況を踏まえ、管内小規模事業者に対し、ウイルス感染症対策として、マスクや消毒液の備蓄といった拡大防止について周知していく必要がある。

(2) 安土町商工会

現状の「危機管理マニュアル」は、非常時連絡網の記載のほかは緊急時の取組について漠然とした内容となっているため具体的な行動に対する指示ができる内容となっていない状況である。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大した際には事前の対策不足が露呈した。今後、未知のウイルス感染が拡大した際にも対応できるBCPの基本方針を策定したい。

3. 目標

- ・発災後、速やかな連絡体制及び復興支援策が行えるよう、各組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者に対し自然災害、サイバー攻撃、感染症といった災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知することで、事業者BCP策定につながる啓発を実施する。
- ・各団体で、平時・緊急時を含め、事業継続力強化に向けた対応ができるよう、各団体職員のスキルを向上させる。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

市と近江八幡商工会議所及び安土町商工会（以下「各団体」という）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・近江八幡商工会議所においては平成23年度に策定した「BCP基本方針」に基づき、安土町商工会においては、平成28年に策定した「危機管理マニュアル」に基づき、災害に対する備え、災害時の会員・関係機関への連絡体制の整備、教育訓練などを実施することで、多発する自然災害など日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・小規模事業者に対し、経営指導の一環でBCP策定や事業継続力強化に向けた指導が実施できるよう各職員のスキルアップを図るための研修会等を定期的実施する。
- ・近江八幡市と近江八幡建設工業会（事務局：近江八幡商工会議所）が平成18年2月に締結した「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるよう準備する。
- ・これらを踏まえ、以下の項目について実施する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、洪水ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成（別添）

- ①近江八幡商工会議所 BCP基本方針（平成23年作成）
 - ②安土町商工会 危機管理マニュアル（平成28年作成）
- ※実情に応じて適宜改正する。

3) 関係団体等との連携

- ・関係団体等や、地域内における波及効果の高い事業所に対して、普及啓発ポスター等啓発品の掲示・配架の依頼。
- ・関係団体等が実施するセミナーの共催。
- ・関係団体等との定期的な意見交換の実施。
- ・感染症にかんしては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況等の確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（大規模地震（震度5以上）、台風による風水害、落雷、感染症その他病気や怪我による休業を想定）が発生したと仮定し、市と各団体との連絡ルートの確認等を行う。なお、訓練は必要に応じて実施するものとする。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、自身の命を守ること及び人命救助が第一である。
- ・これらを踏まえ、以下の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員全員の安否確認を実施する。
 - ①就業時間内
 - ・所定の一時避難場所へ避難し、職員の安否確認を行う。
 - ・外出している職員については、可能な限り連絡を取るとともに、一時避難場所へ避難するよう指示する。
 - ②就業時間外
 - ・非常用緊急連絡網により安否確認を行う。
- ・各職員の業務従事の可否及び勤務地近辺及び居住地等の大まかな被害状況を確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、近江八幡市における感染症対策本部設置に基づき近江八幡商工会議所、安土町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・市と各団体との間で共有した被害状況や市全体の被害規模を共有し、応急対策の方針を決める（市の職員については、近江八幡市地域防災計画または近江八幡市水防・土砂災害対応計画書に基づき対応することとなるため、各団体との連絡については、出勤状況に応じて、対応する担当者を決定し、各団体へ通知する）。
- ・職員全員が、被災等により応急対応できない場合を想定した役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	- 各団体の地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 - 各団体の地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 - 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	- 各団体の地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 - 各団体の地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

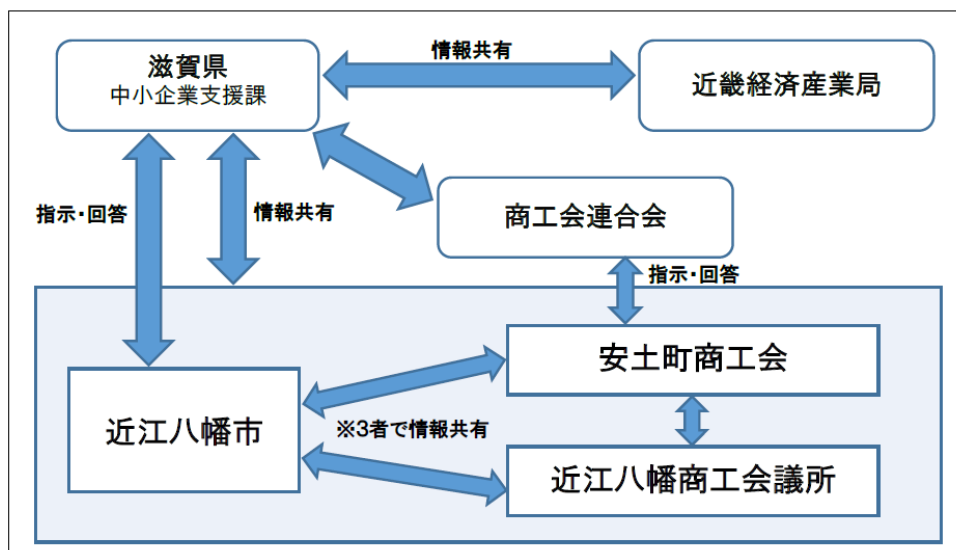
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、市と各団体は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～4週間	1日に2回共有する
4週間～3ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 市と各団体は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 市と各団体が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて市または各団体より県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、近江八幡商工会議所、安土町商工会と近江八幡市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて商工会議所、商工会又は近江八幡市より県へ報告する。



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・各団体における相談窓口の開設方法について、市と相談する（各団体は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。
- ・被害状況に応じた、制度融資や補助金に係る情報を収集し提供する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
(1) 実施体制（商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会または商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD A["近江八幡市 商工振興課 (産業経済部長)"] <--> 情報共有 B["近江八幡市 危機管理課 (災害対策本部)"] A <--> ※3者で情報共有 ※相互連携 C["近江八幡商工会議所"] A <--> ※3者で情報共有 ※相互連携 D["安土町商工会"] C <--> ※3者で情報共有 ※相互連携 D C --> E["正副会頭"] E --> F["各部部长"] F --> G["市内小規模 事業者"] D --> H["正副会長"] H --> I["各部部长"] I --> J["理事"] J --> K["市内小規模 事業者"]</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は後述（3）①参照）	
1) 近江八幡商工会議所	
経営指導員 苗村 裕子	
2) 安土町商工会	
経営指導員 小跡 敦	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行	
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
1) 近江八幡商工会議所	
〒523-0893 滋賀県近江八幡市桜宮町2 3 1-2	
TEL：0748-33-4141 / FAX：0748-32-0765	
E-mail：info@8cci.com（代）	

2) 安土町商工会

〒521-1343 滋賀県近江八幡市安土町小中 1 - 8

TEL : 0748-46-2389 / FAX : 0748-46-5644

E-mail : azuchi@shigasci.net (代)

②関係市町村

近江八幡市産業経済部商工振興課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 2 3 6

TEL : 0748-36-5517 (直通) / FAX : 0748-46-5320

E-mail : 011008@city.omihachiman.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 近江八幡商工会議所

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 広報費	150	150	150	150	150
・ 防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、近江八幡市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(2) 安土町商工会

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	80	80	80	80	80
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 広報費	60	60	60	60	60
・ 防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、近江八幡市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

※必要に応じて、市及び各団体が連携して実施する。